

議案第 4 号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第6条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき10,000円とする。

第6条の2第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項中「、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、同項後段中「第1項第1号」を「同号」に改め、

「（配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第7条第1項中「24,750円」を「37,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の条例第6条第3項及び第6条の2の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）については12,600円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき7,900円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については11,300円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての父母等」という。）については1人につき7,000円（職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあつては、そのうち1人については10,400円）」と、同条第1項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、

22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族としての子又は前条第2項第3号又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合 (前又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合 (第若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月号に該当する場合を除く。)) 1号に該当する場合を除く。)) 31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。))

」

と、同条第3項中「至った場合」とあるのは「至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、同項後段中「同号」とあるのは「第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定 (扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。))、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養

親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 前項の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の条例第6条第3項及び第6条の2の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「12,600円」とあるのは「9,800円」と、「7,900円」とあるのは「9,000円」と、「11,300円」とあるのは「10,700円」と、「10,400円」とあるのは「8,700円」とそれぞれ読み替えるものとする。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた平成29年10月2日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の扶養手当及び住居手当の額の改定を行うため、この条例を制定するものである。